



21初参事第54号  
平成22年3月31日

各都道府県・指定都市教育委員会  
総務担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局  
参事官（学校運営支援担当）  
岩本 健 吾

（印影印刷）

### 文部科学省が行う調査の見直しについて（通知）

標記のことについて、「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）、  
「学校現場の負担軽減のための取組について」（平成20年3月31日学校現場の負担軽減プロジェクトチーム取りまとめ）及び平成21年11月行政刷新会議「事業仕分け」の評価結果（参考1～3）を踏まえ、文部科学省では、文部科学省が実施している調査文書等に関する事務負担の軽減に取り組んでおります。（平成20年3月31日付19文科初第1413号 初等中等教育企画課長通知及び平成21年3月31日付20初初企第82号 初等中等教育企画課長通知）

平成22年度における調査について、別紙1及び2の通り、統合・一括化、調査頻度の見直しや調査方法の改善等を図ることとし、また、別紙3の通り調査計画を作成しましたので通知いたします。

各教育委員会におかれましても、学校現場の事務負担等の軽減のため、上記取りまとめ（参考2）の内容を参考にして、独自に行われている調査の見直し等について、具体的な目標を立てて取り組んでいただくようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、このことについて、域内の市町村教育委員会に対しても十分周知いただきますようお願いいたします。

〔本件連絡先〕

文部科学省 初等中等教育局  
参事官付企画・学校評価係

（電 話） 03-5253-4111（内線3705）

（ファックス） 03-6734-3727

（メールアドレス） [hyo-ka@mext.go.jp](mailto:hyo-ka@mext.go.jp)

## 文部科学省が行う調査の見直しについて

## (1) 調査の見直しの概要

公立学校を対象として行っている定期的な調査については、平成18年度を基準として見直しを行っているところであり、平成22年度の実施予定は次のとおりである。

	18年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (予定)
(1) 毎年度悉皆で行う調査	28	18	15	13
(2) その他の調査(隔年又は抽出)	10	13	17	16
計	38	31	32	29

※ このほか、平成21年度に臨時に行われた悉皆調査が10件ある。

※ また、平成22年度に臨時に行う予定の悉皆調査が1件ある。

(平成21年度末時点の予定であり、諸事情により、必要に応じて上記以外の臨時の調査を行うことがある。)

## (2) 平成22年度における調査の見直しの具体的な内容 ※別紙2参照

## ① 調査の統合等

- ・ 毎年度悉皆で行う調査について、次の3つの調査の統合を行う。
  - 特別支援学校に関する調査
  - 特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査
  - 特別支援教育体制整備等状況調査
- ・ 4年に1回悉皆で行う調査について、臨時的に行う調査とする。
  - 運動部活動における外部指導者及び複数校合同運動部活動の実施状況に関する調査

## ② 調査の実施頻度の見直し

- ・ 次の調査の実施頻度の見直しを行う。

調査名	見直し前	見直し後
○ 学校評価等実施状況調査	2年に1回行う	3年に1回行う

## ③ その他

- ・ その他の見直しの概要については次のとおりである。

調査項目の 精査	回答様式の 見直し	調査対象の 抽出化	回答期限の 延長	実施時期の 配慮
13	2	1	11	5

平成22年度以降における調査の見直しの具体的な内容	
調査名	平成22年度以降の見直しの内容
○学校保健統計調査	・調査事項の精査
○学校教員統計調査	・調査事項の精査 ・平成22年度よりオンライン調査を導入
○地方教育費調査	・調査事項の精査
○子どもの学習費調査	・調査事項の精査 ・私立小学校については、全数調査であったところ一部抽出調査とする
○学校基本調査	・調査事項の精査
○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	・調査事項の精査
○学校における教育の情報化の実態等に関する調査	・回答期限の延長
○学校及び社会教育施設における情報通信機器・視聴覚教育設備等の状況調査報告書	・回答期限の延長
○学校における体験活動の実施状況	・調査事項の精査
○学校図書館の現状に関する調査	・調査事項の精査 ・学校現場の繁忙期を避けて実施
○幼児教育に関する実態調査	・調査事項の精査 ・学校現場の繁忙期を避けて実施
○特別支援学校に関する調査	・平成22年度より統合
○特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査	
○特別支援教育体制整備状況調査	
○高等学校における国際交流等の状況調査	・回答期限の延長
○学校評価等実施状況調査	・2年に1回の調査から3年に1回の調査とする
○「英語ノート」等の必要数に関する調査	・平成22年度より「心のノート」の必要数及び配布実数に関する調査を廃止 ・回答期限の延長
○公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況	・回答期限の延長 ・学校現場の繁忙期を避けて実施
○公立高等学校における教育課程の編成・実施状況	・調査事項の精査 ・回答期限の延長 ・学校現場の繁忙期を避けて実施
○公立義務教育諸学校の教職員定数等に関する資料の提出	・調査事項の精査 ・回答期限の延長
○公立高等学校の教職員定数等に関する資料の提出	・調査事項の精査 ・回答期限の延長
○公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画に係る資料の提出	・回答期限の延長
○公立高等学校の研修等定数等の計画に係る資料の提出	・回答期限の延長
○学校健康教育の推進に関する調査	・調査事項の精査 ・回答様式の見直し
○子ども農村漁村交流プロジェクト実施人数等調査	・回答期限の延長 ・学校現場の繁忙期を避けて実施





## 教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)(抄)

## 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

## (3) 基本的方向ごとの施策

前述の四つの基本的方向に基づき、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向け、今後5年間、以下のような施策を中心に取り組む。

その際、教育が、国、地方公共団体、保護者、企業等のそれぞれの責任において実施されるものであることを前提に、所要の施策に取り組む必要がある。

**基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる  
基盤を育てる****③ 教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる**

教員は、子どもたちの心身の発達にかかわり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるため、適切な処遇や教員の養成・研修の充実、厳格な人事管理を促す必要がある。

教員が、授業等により一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のICT化、事務の外部化等に総合的に取り組む。

**【施策】**

## ◇ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。その際、教員に広く一般社会から教育に熱意と能力・適性を備えた人材の導入の促進を目指し、社会人採用のための特別免許状制度等の活用等を促す。また、学校と地域との連携体制を構築し、地域住民が事務等について学校を支援する「学校支援地域本部」などの取組を促す。あわせて、調査の見直し、教育現場のICT化、事務の簡素化・外部化、学校事務の共同実施などに取り組む。

平成 20 年 3 月 31 日  
学校現場の負担軽減  
プロジェクトチーム

## 学校現場の負担軽減のための取組について

### I. 学校現場の負担軽減について

平成 20 年 1 月 17 日の中央教育審議会答申では、教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等について、教職員定数の改善、外部人材の活用、地域での学校支援体制の構築などの方策に関する提言を行っている。

その中で、教師の事務負担の軽減の必要性については、次のように指摘している。

- 学校や教師が、授業時数の確保を図りつつ、各教科等の指導や生徒指導をはじめとした本来の職務と使命を十分に果たすことができるようにするためには、教師の事務負担の軽減等が不可欠である。
- このため、事務職員の配置などの教職員定数の改善のほか、学校と地域との連携体制の構築により多様な形態の教員支援を可能とし、事務の外部化等を図る必要がある。  
また、学校が作成する事務的な調査資料等の量が増加しているとの指摘がある。文部科学省を含め、教育行政においては、調査が真に必要なものであるかを見直すとともに、ICTの活用、調査の実施時期・調査期間などの実施方法を工夫することによって、学校の事務負担の軽減を図ることが望まれる。
- 子どもの状況の変化や保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、教師の仕事はこれまで以上に多岐にわたっている。社会全体の価値観の多様化を受け、子どもの教育についての学校の指導の在り方に関して、説明を求められる場面が多くなり、教師が相当のエネルギーを傾けているとの指摘もある。審議の過程においては、教育委員会に学校に対する意見申立てのための第三者で構成される組織を設けるといった取組が提案されたところであり、このような体制の整備が重要である。

文部科学省では、平成 18 年 7 月に教員勤務実態調査を実施したが、この調査の結果を見ても、昭和 41 年と比べて、①事務・報告書作成や会議・打ち合わせなどの「事務的な業務」、②「生徒指導等」、③「補習・部活等」に要する時間が大幅に増加しており、教員の勤務時間管理からも学校の業務の軽減や効率化を進める必要がある。

また、文部科学省の調査によると、病気休職者数及び精神疾患による病気休職者数がともに増加しており、学校現場の負担を軽減していくことは、教員のメンタルヘルスの保持という観点からも重要な課題となっている。

本プロジェクトチームでは、昨年 12 月 7 日に「中間まとめ」をとりまとめ、その後、校務の情報化や学校の組織的な運営について議論を行ってきたところであるが、今回、「学校現場の負担軽減のため当面取り組むべき事項」についてとりまとめた。

国並びに教育委員会及び都道府県私立学校担当部局（以下「教育委員会等」という。）においては、以下の事項を参考に学校現場の負担軽減の取組を進めることが望まれる。

## II. 学校現場の負担軽減のため当面取り組むべき事項

### 1. 調査文書等に関する事務負担の軽減について

#### ① 調査事項の精選（調査の内容を見直す）

- 学校現場の負担軽減を図るためには、まずは、調査や調査項目自体の必要性について見直すことが必要である。
- このため、調査の内容を精査し、調査事項を真に必要なものに見直すことが考えられる。学校調査と教育委員会等調査を見直し、学校調査は、学校でしか回答できない調査事項に精査することが重要である。

(例)・調査の内容の精査  
・類似の調査・調査項目の統合

#### ② 調査方法の改善（調査の手法を見直す）

- 調査や調査項目の必要性について確認をしたうえで、調査の目的や内容に見合った調査の実施方法を設定し、学校現場の負担軽減を図ることが必要である。
- このため、調査の目的に見合った調査手法を工夫して設定すること、学校の業務の状況を考慮して、調査の実施時期や調査期間を設定することなどが考えられる。

(例)・調査対象や調査頻度の工夫  
・調査票の見直し、標準化  
・長期休業期間における調査の実施  
・余裕を持った調査期間の設定  
・類似調査の一括発送

#### ③ 調査体制の改善（調査の重複を見直す）

- 異なる部局から同種の内容について重複して調査を行うことがないように、調査等の内容項目を事前に調整する必要がある。
- このため、①国や教育委員会等の調査に関する窓口を設定すること、②学校の基本的な情報について、適切に管理し活用することが考えられる。

(例)・調査の担当部局・担当職員の明確化  
・教育委員会等による学校基本情報や調査関係情報のデータベース化

#### ④ 調査計画の策定（調査の見通しを示す）

- 定例的な調査については、一年間のどの時期にどのような調査があり、どの程度の事務量が発生するかということを各学校が予測できるようにすることも重要である。
- このため、調査の実施時期や調査内容等について年間計画を提示することが考えられる。

(例)・年間調査計画の提示

#### ⑤ 文書処理の方針（行政組織が連携する）

- 都道府県教育委員会と市町村教育委員会、教育委員会等と学校が、意思疎通を図り、文書の処理方針を共有することが重要である。特に、学校現場の負担軽減という観点からは、学校からの意見聴取が重要である。
- このため、例えば、教育委員会と校長会等の関係組織が定例的に打ち合わせを持つなどの方法によって、年間の文書の処理方針について意見交換を行ったり、行政で管理できない発出主体からの文書（例えば、民間団体からの作文や絵画の募集など）について意見交換を行ったりするなどして、学校現場の負担

にならないよう文書の処理方針を検討するなどの工夫も考えられる。

(例)・都道府県教育委員会、市町村教育委員会、校長会等の意見交換会の定期的開催

・文書処理に関する学校からの意見聴取

⑥ 事務処理の体制（学校内で連携する）

○ 各学校では、通常、教頭と事務職員が多くの文書の処理に当たっており、教諭が事務を担当する場合にあっても、学級担任でない教諭が多くの事務を分担している。しかしながら、近年、特別支援教育や生徒指導の必要性が高まり、該当の校務分掌を担う教諭の事務負担も増してきているとの指摘もあることから、こうした実情を踏まえて、校内事務体制を整備することが必要である。

○ このため、①文書事務に関する規定化を進めるとともにシステム化など処理体制の整備を進め、全教職員の共通理解のもと適正かつ円滑に処理される必要がある。また、②主幹教諭等の職も活用し、特定の者に事務処理が集中しないように体制の整備を進める必要がある。さらに③児童・生徒の名簿の管理その他、ICTの活用を進めることも考えられる。

(例)・教頭、事務職員等による校内事務体制の見直し

・副校長、主幹教諭の適正な活用

・校務処理へのICTの活用推進

2. 調査研究（モデル校）事業の在り方の見直しについて

① 指定の趣旨の明確化

○ 調査研究事業は、事業の実施を通じて、教育の質の向上や課題の解決等に資するものとして重要な役割を果たしている。学校の組織運営に関するものや学習指導要領の改訂、生徒指導等の指導内容・方法の改善に関するものなど、喫緊の課題として国が責任を負う施策の実現や教育施策の普及拡大の上での役割が大きい。

○ 調査研究事業の指定については、教育委員会等からの申請に基づいて指定しているが、指定校事業が重複しているような学校も数多く見受けられる。

○ このため、※国・都道府県・市町村で重複しないよう、指定の趣旨を明確化することが考えられる。併せて、その中で、調査研究事業の重点化や精選を図ることが考えられる。

② 運用面での負担軽減

○ 調査研究事業の多くは、各学校の日々の授業等の教育活動や学校の組織運営活動の実践を中心として実施することが重要であり、通常の業務に大幅な負担とならないように進めていく必要がある。

○ このため、※事務や会計処理の標準化・マニュアル化を進めること、  
※研究授業や報告書等を簡素・合理化すること、  
※新規の調査研究事業の事業内容を早期に周知すること  
などが考えられる。

③ 研究成果の共有と活用

○ 調査研究事業は、指定を受けた学校の教育の質の向上や課題の解決に資するものであるが、調査研究の成果が必ずしも広く普及しないなどの課題が指摘さ

れている。調査研究の成果の共有は、教育界全体にとって研究の推進という重要な意味を持つとともに、当該学校で研究に携わった教職員にとっても仕事のやりがいにつながるものともなる。また、新たに研究を行う学校に対して適切な情報提供が行われれば、研究が円滑に立ち上がることとなり負担の軽減にもつながると考えられる。

- このため、研究公開や報告書等の内容を工夫し、  
※調査研究の成果について共有し活用を進めることが考えられる。

### 3. 学校の校務運営体制の改善

#### ① 主幹教諭の配置等による負担軽減

- 主幹教諭の配置等を促進し、例えば、主幹教諭等が中心となって予め意見集約を行うなど会議運営を効率化することで会議・打合せに係る負担の軽減を図ることや、生徒指導上の課題に主幹教諭を中心としてチームを編成し、組織的・機動的に対応し学級担任を支援することなどにより、学校現場の負担軽減を推進する。

#### ② 事務職員の活用による負担軽減

- 事務職員の職務の明確化、大規模校等における事務長の設置、事務の共同実施などにより、事務の合理化・効率化を進めることにより、学校現場の負担軽減を推進する。

#### ③ 校務の情報化による負担軽減

- 教員一人一台のコンピュータの配備により校務の情報化を推進し、情報の共有化や二次利用を可能とすることで、学校現場の負担軽減を推進する。その際、情報管理の徹底を図る。

また、円滑な導入に配慮し、学校の情報化を推進する担当部局や組織の教育委員会内への設置研修の実施、専門家の派遣、成績処理等の様式など文書の標準化・電子化の取り組みなどを推進する。

#### ④ 校務の効率化による負担軽減

- 学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図るとともに、一部の教育職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整える。

### 4. 今後の検討事項

- 文部科学省において調査文書等の見直しをさらに進めるとともに、各教育委員会等や各団体において、調査文書等の削減等に関し具体的な目標を定めて取組を進めていくことが求められる。

- 学校現場の負担軽減を進めていくため、業務の組織化、情報の共有化の方向でさらに検討を進め、改善を図っていくことが求められる。

- 業務の組織化を進めるため、学校内でのマネジメント改善とともに、例えば、学校に対する意見申し立てに関して、法律上の問題その他の専門的な課題について教育委員会事務局等が学校を支援するなどの仕組みが求められるので、さらに具体的な検討を進める必要がある。その際、文部科学省が平成20年度に実施する「教員の勤務負担軽減に関する調査研究事業」における研究も参考として検討を進める。

- 情報の共有化を進めるため、ハード・ソフトの両面にわたる条件整備が必要となるので、さらに具体的な検討を進める必要がある。
- 地域での学校支援体制の構築に当たっては、特に支援体制を構築していく過程における学校側の負担を考慮し、先進事例に関する情報提供などの支援を行うべく、具体的に検討を進める必要がある。

※以下略

## WGの評価結果

---

義務教育費国庫負担金

### 見直しを行う

(教員の調査・報告義務の削減、

### 国と地方のあり方の抜本的整理)

(自治体/民間の判断 1名 見直しを行う 15名(複数回答)(各教員が子どもと向き合う時間を増やす。(調査・報告事務の削減) 9名、教員定数は児童の減少、事務の直し等を反映 4名、事務・栄養職員定数はIT化、給食の外部委託化等の進捗を反映 4名、100%国の負担 3名、全額交付金化 1名、加配分は一般財源化 1名、国庫負担はどちらかに一本化 1名、責任と負担を整理(国と地方) 1名、マネジメント人材によるコストカット 1名、優遇措置の縮減 1名))

## とりまとめコメント

---

方向性については、議論がいろいろあったが、国と地方における責任と負担のあり方について抜本的にきちんと整理をしないといけないという共有認識が持てた。このとりまとめとしては、「見直しを行う」という結論にしたい。特に2点、1点は、教員が子どもと向き合う時間を増やすための調査・報告事務の削減。もう1点は、国と地方のあり方についての抜本的な整理見直し。早急に大きな方向性を示していただきたい。